

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独情）諮問第81号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（独情）答申第84号）

事件名：特定職の併任解除に係る文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、例示v及び例示viにつき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、その余の本件請求文書につき、別紙の3に掲げる文書1ないし文書70（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月5日付け岡大総総第133号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切を開示せよ。

原法人文書開示請求書を見て開示趣旨を再確認して欲しい。明らかに岡山大学特定職の交代に係り、特定職（当時を含む）の実名を明らかにして関係文書を開示請求している。その結果の「法人文書部分開示決定通知書」主要部分を資料1として添付した。特定職の離任（または解任）に係る文書で文書1から62番、新特定職就任実現までの経緯・手続きの内容が分かる文書で文書63から70番、特定職交代後の特定教員Aの教育・研究活動に生じた制約、支障につきその経緯・状況・手続きの内容が分かる文書で存否応答拒否が開示決定された。しかるに、当該特定職（当時）に係り岡山大学は既に多くの情報を直接的あるいは間接的に公表しており、法5条1号を不開示の根拠とする前提要件が成立しない。よって本決定には重大な瑕疵があり不適のため訂正すべきである。

さて以下に数点を補説する。

ア 法人文書であり開示された資料 2, 3 を見て欲しい。資料 2 によれば、岡山大学特定組織所属の特定教員 A は特定日 A 付けで特定職等を解任されたことが法人文書で一般市民に公開された。資料 3 によれば特定日 B 付けで岡山大学特定組織所属の教員 2 名が特定内容の懲戒処分にされたことが一般市民に公開されている。資料 3 によれば教授 1 とされる教員は教授等を「監督責任」を有する立場にあり、部局長等であることが判明する。よって処分された教授 1 は特定組織所属の特定教員 A である。これは岡山大学が公式に公表した文書による情報である。岡山大学は強いて「被処分教授の所属と処分期日」を開示したことにより、意図的にこれら個人情報を開示したものと理解される。なぜなら処分自体を公表しない選択肢もあり、また「被処分教授の所属や処分期日」を公表しない選択もあるのに強いてこれら事実を明確にしており、自然かつ容易に、しかも特殊な情報を入手しないで教授 1（特定職、当時）は特定教員 A 特定職と特定されるからである。

イ 資料 4 を見て欲しい。岡山大学は特定事案の説明において、特定教授に係る様々な情報開示・公表した。これは特定報道の状況の 1 例にすぎず、その他に週刊誌や新聞、インターネット投稿など前後に様々な公的取材・報道があり膨大な正規の情報が存在する点に留意して欲しい。この特定教授が特定教員 A であることは、仮に岡山大学が公表していないと主張したにしろ、これまでの情報公開や報道機関への取材・説明、訴訟事案の報道や関係情報の正規の流通により確定済みである。岡山大学は記者会見の中で広範に公表したと思われる。特に岡山大学特定職は 1 名しか存在せず、職位から実名が特定されることは明白である。開示判断はこれらの状況に基づきすべきである。特定職交代後の特定教員 A の教育・研究活動に生じた制約、支障につきその経緯・状況・手続きの内容が分かる文書の「存否応答拒否」など論外である。法令や通達類、前例、判例も我が主張と整合している。

ウ 以上の状況から判断して、資料 1 の開示判定は不適正であり全てやり直すべきである。

岡山の大学人は良心も使命感も希薄だ；自己保身のためなら悪の温床に加担さえする。

エ 開示文書の資料 5 を見て欲しい。岡山大学内規により「部局長を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない（6 条 3 項）」とある。解任理由に係る文書が特定もされず開示もされていない。これは運用上違法であるし、情報公開趣旨からも不適正である。速やかに探索し全部を開示すべきである。

そもそも「合法的理由」など無く、私情・保身のみか（ここでもま

たまた大学の私物化)。

オ 学内教職員や学生は恐ろしくて学長や子飼理事に異議を申し出ることさえはばかっている。懲戒処分等をされるからね。だから皆は不正や非違行為も我慢しているだけだ。学長や子飼理事には皆「反対だし内心嫌で嫌でたまらない」のだ。

一部理事や幹部，評議員等が情報を密かに流しているのに，学長は気付いていない。足元から崩壊しかかっているのに！どうか「裸の王様」の寓話を思い出して欲しい。

私に対して権利抑圧，名誉毀損などが生じないよう十分な配慮を依頼する。

最後に，“狂気とも言うべき一連処分”を即刻撤回し被処分者の名誉と地位・権利を回復して欲しい。岡山大学が生き延びる道はそれしかないのだから。

(本答申では資料は省略)

(2) 意見書 1

私の異議申立書に対し，岡山大学は同法人作成の「理由説明書」の中で私の請求につき見直しと検討した旨記している。

しかるにその検討は，事実誤認を含みかつ法令の解釈に誤りに基づいており有効適正とは認められない。

例えば，「異議申立人の主張に対する検討」において「岡山大学から公表した事実はない」と主張しているが，これは事実を踏まえ慎重に検討する必要がある。「大学から公表」と言った場合，公表の手段はネット上の「大学ホームページ記載」に限定されない。関係情報は種々の行政機関が発した情報の総合であり，報道機関が法令に基づき入手した適正な情報である。岡山大学は発していないとの主張は調査や解釈が狭すぎるため，結果として事実でなく，不開示理由にはなりえない。特に特定職のような地位の教員は1名しかおらず，何らかの記載や公表が結果として事実上の公表になっていることがある。また法令でも，特定身分の個人情報には公表されるし法令としてまた慣行として確定している。このように「理由説明書」の記述は著しく狭くかつ偏り，法令の趣旨を顧みず身勝手な幼稚な解釈に始終している。記載事項も真実でも事実でもなく，大学私物化と教員弾圧の口実に過ぎない(資料1，資料2参照)。

これまでの経緯を客観的にかつ詳細に把握すると「理由説明書」は，理由をなしておらず論旨や記述内容は不自然かつ不公正である。個人情報保護を根拠にしているが，これは悪事の「隠れ蓑」に過ぎず，根拠も正当性もない。本件開示請求が特定事象に連なる本質事案であることに留意し公正な審査を祈念する。もし「原則として“行政法人が正しく”，その説明に不合理や矛盾がなければ行政法人の主張に従う」ことがあれ

ば、弱者はいつも虐げられ公正さが担保されない。「行政法人も間違えることがあるのです」戦前・戦中は言うまでもなく、現代でも行政法人は常に誤謬と不正の淵にある。審査に期待する。

(本答申では資料は省略)

(3) 意見書 2

補充理由説明書(下記第3の2)の記述内容は経緯や運用趣旨、議論、を踏まえておらず失当・不適正である。

以下に3点を補足する。

ア 1番目の記述に関して：

「特定個人を識別できる情報」と主張されているが、部分開示の形態によっては識別しえないことも十分ありえるし、法令および同運用趣旨ではそのような部分開示が求められている。

そもそも、諮問庁のいう法5条1号の単純な適用は無理があり不適切である。つまり法5条1号には例外規定(イロハ)があるので、まずそれらの例外規定該当性を慎重に検討しなくてはならない。諮問庁にはこの観点が欠落している。特に、「本件で不開示とされた部分」が「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することは事実及び慣行に照らして明確であるので、諮問庁の主張はそもそも妥当しないと思慮される。国立大学の組織の主要部分(各組織における組織の長等を含む)は公開が原則であり特定職の氏名さらには任期、専門領域、経歴等はこれまでも一貫して公開されており、公式ホームページを含め大学からの各種リリース・広報類や入試・大学案内等発行物で公表され容易に確認される情報である。このため特定職が交代した場合はその事実および当該者の氏名、任期等は当然公表される情報である。交代事由が「併任解除；解任」であったとしても情報不開示にする理由にはなりえない。「併任解除；解任」は1つの公務上の組織運用手続きに過ぎず、特定職という学内外で重要な立場にある職位に鑑みれば個人情報保護により不開示にするのは不相当である。諮問庁の主張は作為的であり不自然過ぎる。

イ 2番目の記述に関して：

法5条4号を引用して「公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張されているがこれは失当である。本件は真理探究を目指す高等研究・教育機関“国立大学法人”の事務又は事業に係る事案であり真理探究や機関の説明責任がことさら求められるケースである。例えば、特定職の交代(併任解除)につき詳細を公表することこそ「事務又は事業の適正な遂行」に資する措置である。諮問庁の主張は「事務又は事業の適

正な遂行」を阻み不都合を隠蔽し批判を弾圧する意図と危惧される（関係訴訟経緯参照）。

これまで歴史的にも「学問の自由への弾圧」、「大学教員の解雇・排除」などが、時の権力者により様々な口実・言いがかりにより不当に執行されてきた歴史を顧みるとき、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障」につき高い視野と公正性の観点から吟味が必要である。安易な法令適用や解釈は我が国の致命的欠陥であり、学術と文化・教育衰退を引き起こす。

ウ 上記2点への共通意見：

諮問庁の説明や主張は極めて不自然であり、事実を隠蔽し錯誤ないし虚偽によりさまざまな業務行為を強行している。特定職交代（併任解除；解任）の関係事実を一貫して隠蔽するのは、背後に重大な不条理があり、批判や修正を拒否する現れと危惧される。以上を真摯に考慮し、これまでの主張や提出物を十分に勘案し適正な審議・決定を依頼する。審査会の判断が激動の現代社会における我が国の学術・文化、民主主義思想の発展に直結していることを指摘する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問に至る経緯及び概要

ア 異議申立人は、処分庁に対し、平成27年11月26日付け「法人文書開示請求書」により、特定職の離任（または解任）に係る文書、新特定職就任実現までの経緯・手続きの内容が分かる文書、特定職交代後の特定教員Aの教育・研究活動に生じた制約、支障につきその経緯・状況・手続きの内容が分かる文書について開示請求を行った。

イ 処分庁は、原処分を行い、同年1月12日に、写しの送付による開示を実施した。

ウ 異議申立人は、部分開示の決定は妥当性を欠くとして、当該部分についての全部開示を求める旨の異議申立てを行った。

(2) 異議申立てに係る法人文書

異議申立てに係る法人文書は、本件対象文書並びに本件請求文書のうち例示v及び例示viである。

(3) 異議申立人の主張に対する検討

異議申立人は、これまでの開示文書及び特定の報道による情報から、岡山大学が懲戒処分者の氏名等を一般に公表していると主張するが、岡山大学から公表した事実はない。

今回開示請求のあった「特定職の併任解除に係る文書」について、文書名を開示することで、特定の個人の情報を開示することとなってしまうため、法5条1号に該当する。

さらに、職員個人に付与される番号や、併任解除等の人事管理に係る詳細情報について、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書き及びへに該当する。

また、異議申立人が開示請求にて求めている「特定職交代後の特定教員Aの教育・研究活動に生じた制約、支障につきその経緯・状況・手続きの内容が分かる一切の文書」について、補正の結果、懲戒処分や自宅待機命令等で通常の職場に出勤し執務できない場合の制約、支障に係る文書である旨の説明があった。

このことに関して、当該文書の存否を明らかにすることで当該特定個人が懲戒処分を受けたかどうかを開示することになるため、法8条に該当し、当該文書の存否を明らかにせず、不開示とする。

以上のとおり、異議申立人の請求に対し、一部を開示することとした部分開示及び存否応答拒否により不開示とした原処分については、見直しの結果、なお不開示とすることが妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

改めて原処分に係る理由説明書の内容について検討した結果、以下のとおり説明を補充する。

「異議申立人の主張に対する検討」について、以下のとおりである。

- i 「特定職の併任解除に係る文書」に関して、文書名を開示することで、法5条1号に該当する旨記載しているが、原処分において不開示とした部分全体が、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号に該当する。
- ii 職員個人に付与される番号や人事管理に係る詳細情報について、公にすることより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法5条4号柱書き及びへに該当する旨記載しているが、当該情報は特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号にも併せて該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月6日 審議
- ④ 同月21日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成29年1月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年2月3日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑧ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書のうち例示 v 及び例示 vi につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、その余の本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、その一部を同条 1 号及び 4 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件請求文書の例示 v 及び例示 vi についても対象文書を特定すべきであり、また、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分は、法 5 条 1 号並びに 4 号柱書き及びへに該当するとした上で、原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件請求文書のうち例示 v 及び例示 vi を存否応答拒否としたことの妥当性、本件対象文書の特定の妥当性並びに不開示部分の不開示情報該当性について、本件対象文書の見分結果を踏まえ検討する。

2 本件請求文書の例示 v 及び例示 vi の存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件請求文書のうち例示 v 及び例示 vi について、補正の結果、懲戒処分や自宅待機命令等で通常の職場に出勤し執務できない場合の制約、支障に係る文書である旨の説明があり、その存否を明らかにすることで特定教員 A が懲戒処分を受けたという事実の有無という不開示情報を開示することとなるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明する。

また、原処分の開示決定通知書を確認すると、例示 v 及び例示 vi に係る不開示理由の記載は、別紙の 2 に掲げるとおりであることが認められる。

(2) 以上を踏まえ検討を行うと、本件請求文書のうち例示 v 及び例示 vi の請求は、個人（特定教員 A）を特定した上で、当該個人に対して懲戒処分が行われたことを前提に、その結果に関わる諸文書の開示を求めており、これらの請求文書の存否を答えることは、特定個人が懲戒処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件請求文書のうち例示 v 及び例示 vi の存否を答えることは、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規

定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 存否応答拒否とした本件請求文書の例示 v 及び例示 vi を除き、本件開示請求は、特定教員 A の特定職併任解除及び特定教員 B の特定職就任に係る諸文書の開示を求めるものであるため、原処分には当たっては、当該人事に係る手続を行った人事課及び併任解除の原因となった特定事象に関わった各組織において、請求の趣旨に該当すると判断し得る文書を探索し、その全てを開示決定等の対象としたものである。

なお、異議申立人は、異議申立書において「解任理由に係る文書が特定もされず開示もされていない。」と主張しているが、併任解除の原因となった事象に関する情報は、本件対象文書の不開示部分に記載されており、異議申立人の主張は誤解に基づくものと考えられる。

イ 諮問に際し改めて確認を行ったが、人事課及び特定組織等において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定可能と判断し得る文書の保有は確認されなかった。また、本件請求文書の性格上、他の部局等に該当の文書が保管されている等とすべき事情も認め難いので、諮問庁としては原処分における文書特定は妥当であると考えられる。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

4 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分すると、文書 1 ないし文書 6 2 は特定教員 A の特定職併任解除、文書 6 3 ないし文書 7 0 は特定教員 B の特定職就任の各過程で作成又は取得された文書であって、別紙の 4 に掲げるとおり、その一部が不開示とされていることが認められる。また、諮問庁は、いずれの不開示部分も法 5 条 1 号に該当する旨説明する。

(2) 当該部分は、いずれも、文書全体又は文書中の各個人に関する情報がそれぞれ一体として、当該個人の氏名等の記載とあいまって、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、岡山大学においてこれを公にすることと

はしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、全体が不開示とされた文書5及び文書8ないし文書62については、特定教員Aに係る文書であることが当該文書を特定した趣旨から明らかであり、また、その余の文書の不開示部分については、当該部分に記載された情報が誰のものであるかが原処分で開示された部分の記載からいずれも明らかであることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件対象文書の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号柱書き及びへについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、①例示v及び例示viにつき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であり、②その余の本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を同条1号及び4号に該当するとして不開示としたことについて、岡山大学において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が、本件対象文書のうち不開示とされた部分は同条1号並びに4号柱書き及びへに該当することから不開示とすべきとしていることについては、当該部分は同条1号に該当すると認められるので、同条4号柱書き及びへについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

岡山大学特定教員 A（特定職（当時）；特定組織）につき次の法人文書を開示請求する。

特定教員 A は岡山大学特定職に特定時期 A に就任し執務した。特定職任期は公式発表掲載によると特定時期 A から特定時期 B までとなっている（引用 1）。

一方、岡山大学が公表した特定名簿（特定日 C）には特定職として特定教員 B が記載されている。任期は特定日 D～特定日 E と明記（引用 2）。

以上および別途公表情報（学内規約，各種議事録，報道等記事類を含む）から特定教員 A は特定職の任期途中でその職を離れ，特定職を特定教員 B に交代したことが判明する（この交代時期に中継ぎ期間が想定されるが特定日 D 以前の特定時期 C－特定時期 D と思われる。）。またこの交代に直接・間接に起因して特定教員 A の教育・研究活動に重大な支障が生じたことが報ぜられている（一連の事案を「特定教員 A 特定職交代顛末」と言う。）。

本件開示請求では「特定教員 A 特定職交代顛末」に係り岡山大学で作成ないし入手された一切の文書の開示を請求する。

顛末の詳細は不明で補足・補正しかねるが，一応念のため例示してみると，

- i 特定職離任（または解任）等の発議，審議，記録，原議書，執行書等の法人文書。
- ii 特定職離任（または解任）等の原因・状況が分かる文書。
- iii 「特定教員 A 特定職交代顛末」に係り，特定教員 A の意向や意思，主張の記載されている文書，記録類。
- iv 特定教員 B 特定職就任実現までの経緯・手続きの内容が分かる一切の文書。
- v 特定職交代後の特定教員 A 研究活動に生じた制約，支障につきその経緯・状況・手続きの内容が分かる一切の文書。
- vi 特定職交代後の特定教員 A 教育活動に生じた制約，支障につきその経緯・状況・手続きの内容が分かる一切の文書。
- vii その他の「特定教員 A 特定職交代顛末」に係る文書。

（「引用 1」及び「引用 2」については本答申では省略）

2 本件請求文書の例示 v 及び例示 vi に係る開示決定通知書の記載

当該記載により対象とする文書を特定するため補正を求めたところ，例示として「懲戒処分や自宅待機命令等で通常の職場に出勤できない場合」

との説明がありました。例示としてあげられた事項についての文書はその存否を明らかにすることで当該特定個人が懲戒処分等を受けたかどうかを開示することになるため、当該文書の存否を明らかにせず、不開示とします（法8条）。

3 本件対象文書

- 文書1 人事異動内申書
- 文書2 連記用紙
- 文書3 人事記録
- 文書4 発令チェックリスト
- 文書5 * * * *
- 文書6 臨時役員会議事要旨
- 文書7 臨時役員会議題
- 文書8 臨時役員会資料1 * * * *
- 文書9 臨時役員会資料2 * * * *
- 文書10 臨時役員会資料3 * * * *
- 文書11 臨時役員会資料4 * * * *
- 文書12 臨時役員会資料5-1 * * * *
- 文書13 臨時役員会資料5-2 * * * *
- 文書14 臨時役員会資料6 * * * *
- 文書15 臨時役員会資料7 * * * *
- 文書16 臨時役員会資料8 * * * *
- 文書17ないし文書62 * * * *
- 文書63 人事異動内申書
- 文書64 人事記録
- 文書65 特定職適任者の推薦について
- 文書66 略歴書
- 文書67 発令（併任）チェックリスト
- 文書68 特定職適任者の選考について（通知）
- 文書69 特定職適任者選考会の開催について（通知）
- 文書70 特定職適任者の推薦について

（注）「* * * *」は、文書名に係る不開示部分（開示決定通知書においては当該部分を塗抹）である。なお、文書17ないし文書62については、いずれも文書名の全体が不開示とされているため、本答申ではまとめて記載する。

4 本件対象文書の不開示部分

	不開示部分
文書 1	①個人番号 ②備考の一部
文書 2	①個人番号 ②管理職手当額に関する記載
文書 3	個人番号，改姓暦，国籍，生年月日，学歴，試験・資格，研修，表彰，公務災害，備考，勤務記録（年月日，発令者を含む。）
文書 4	個人番号
文書 5	すべて
文書 6	議事
文書 7	審議事項 議題（１）（２）
文書 8 ないし文書 6 2	全部
文書 6 3	個人番号
文書 6 4	個人番号，改姓暦，国籍，生年月日，学歴，試験・資格，研修，表彰，公務災害，備考，勤務記録（年月日，発令者を含む。）
文書 6 5	（なし）
文書 6 6	出身地，生年月日，最終学歴，学位，略歴
文書 6 7	個人番号，管理職手当支給額
文書 6 8	（なし）
文書 6 9	個人情報に関する記載
文書 7 0	（なし）